



ちりめん街道、  
未来を紡ぐ方募集！

**与謝野町地域おこし協力隊募集要項**  
(空き家活用促進担当 & 観光誘客促進担当)

与謝野町役場 産業観光課

# Ⅰ.空き家活用促進担当 (ちりめん街道エリア)



## ～与謝野町ってどんなところ～



与謝野町は京都府北部、丹後半島の付根に位置します。鬼退治伝説で有名な大江山連峰の山々を背に、町内を流れる野田川流域を中心に平野部が広がり、日本三景天橋立を望むことができます。総面積、約108平方キロメートル、人口約2万人の町です。

気候は秋から冬にかけて降水量の多い山陰型気候で「うらにし」と呼ばれる時雨が特徴です。春は桜、夏は新緑、秋は黄金色の稲穂と紅葉、冬は多くの水鳥が水辺に集い、季節毎に様々な表情に変化し町を彩ります。

古くから高級絹織物である「丹後ちりめん」の産地として栄え、与謝蕪村や与謝野鉄幹・晶子夫妻のゆかりの地としても知られています。

また、農業も盛んに行われており、豊かな自然と文化が織りなす与謝野町は人々の暮らしを優しく包んでくれます。



## ～持続可能な滞在交流の実現に向けて～

与謝野町加悦には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「ちりめん街道」があり、丹後ちりめんの生産地として栄えた古い町並みが残っています。

一方で、人口減少に伴う空き家の増加や観光消費の伸び悩みなどが課題となっていることから、地域住民と来訪者が滞在・交流できる空間づくりによって、地域の賑わいを創出したいと考えています。

この取組について、町、地域団体、民間企業と一緒に活動していただける地域おこし協力隊を募集します。

今回、ちりめん街道の地域団体が受入事業者となり、町と一緒に地域おこし協力隊の活動をサポートする予定にしています。

与謝野町に、賑わいを広げていくために、あなたの力が必要です。

ご応募お待ちしております！

## 1. 募集概要

(1) ミッション：地域及び与謝野町役場と連携した業務内容（サポート業務）

【ちりめん街道エリアにおける空き家活用促進活動】※「空き家」は活用に至っていない「空きスペース」を含む

①空き家調査と利活用に向けた各種調整の補助

- ・空き家の調査・不動産情報の整理（ちりめん街道内に 20件程度の空き家）
- ・空き家所有者の整理・意向確認
- ・空き家所有者及び利活用希望者からの相談対応（相続・管理・賃貸・売却）
- ・町と連携した空き家情報の発信、更新

②空き家の利活用に係る活動

- ・空き家所有者向けセミナーの企画
- ・空き家所有者と利活用希望者とのマッチング支援
- ・空き家活用の企画・立案（専門家との連携、空き家利活用の仕組みづくり、実際の利活用案の企画、空き家活用に関する費用の試算等）

③その他

- ・町内の地域おこし協力隊との協力、連携

(2) 求める人物像

- ・空き家の主体的な活用に興味があり、地域及び与謝野町役場と協働して空き家活用に取り組める方
- ・地域住民や所有者とコミュニケーションが取れる方
- ・地域おこし協力隊卒業後に起業や事業化を目指す方
- ・不動産業務経験のある方（経験がなくてもOK）

(3) 受け入れ体制

- ・任期中に空き家活用の現地研修やノウハウを持つ専門家からアドバイスやサポートを受けられる体制を整えます。
- ・町と受入側地域団体との相互の情報共有、意見交換等の協力及び連携を目的とした覚書を締結予定
- ・実際の空き家の調査や利活用の業務経験を蓄積できます。

(4) 地域おこし協力隊の3年間のロードマップ

- 1年目：空き家情報の把握、空き家活用のノウハウを持つ法人への研修（オンライン含む）
- 2、3年目：空き家の発掘、利活用企画、実践

(5) 応募・選考の流れ

募集：令和7年4月中旬～5月中旬  
書類選考：令和7年5月中旬～下旬  
ちりめん街道案内：令和7年6月上旬  
プレゼン審査・個人面接：令和7年6月下旬  
認定予定：令和7年7月中旬  
活動開始：令和7年9月～

## 2. 募集対象【次の要件をすべて満たす方とします】

- (1) 以下に掲げる要件に該当し、与謝野町地域おこし協力隊隊員として認定後、与謝野町へ生活の拠点を移すとともに、住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する住民票をいう。）を異動する意思のある方
  - ・現住民票所在地から本町へ転入する際の地域要件が、総務省が定める「地域おこし協力隊員の地域要件」に該当する人（地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。）
- (2) 地域おこし協力隊として3年間の活動期間終了後も、起業又は就業して与謝野町に定住しようとする意思のある方
- (3) 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- (4) 土日及び祝日の活動や行事参加、夜間の会議など不規則な活動体制に対応できる方
- (5) 普通自動車運転免許を有し、運転に支障のない方
- (6) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイントでの書類作成等）のほかSNS等による情報発信ができる方
- (7) 心身共に健康で、町、受入事業者、住民と協力しながら意欲を持って地域おこし活動に取り組み地域行事等にも積極的に参加できる方
- (8) 地域の特性や風習を尊重し、住民と円滑なコミュニケーションを図ることのできる方
- (9) 日常生活や活動において、意思疎通に支障のない日本語の語学力がある方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体またはそれらの構成員に該当しない方

### **3. 待遇**

- (1) 募集人員  
1名
- (2) 町との雇用関係  
なし（町と委託契約を締結）
- (3) 報酬等  
上限233,000円/月（委託料に含む）  
1,553円/時間により支給  
賞与・昇給・退職金なし
- (4) 活動時間  
月150時間程度
- (5) 活動地  
原則与謝野町内（ちりめん街道エリア）
- (6) 活動車両借上費  
20,000円/月
- (7) 燃料費  
上限20,000円/月（実績額を支給）
- (8) 事務機器  
上限10,000円/月（実績額を支給）
- (9) 住居費  
上限40,000円/月（実績額を支給）
- (10) 旅費  
町と協議のうえ、予算の範囲内で旅費を支給
- (11) 健康保険・年金  
国民健康保険・国民年金に加入（隊員負担）
- (12) 傷害保険  
傷害保険に加入（隊員負担）
- (13) 雇用保険  
雇用関係は発生しないため、雇用保険には加入しない。
- (14) その他経費  
町と協議のうえ、予算の範囲内で支給

### **4. 身分**

- (1) 与謝野町地域おこし協力隊員として町長が委嘱

### **5. 期間**

- (1) 初年度の委嘱期間は、委嘱の日からその年の年度末までとする。その後は勤務成績が良好な場合、再度委嘱するものとし、1年更新で最長令和10年3月31日まで延長するものとする。

### **6. 応募・選考の流れ**

地域おこし協力隊は制度上「都市部の若者等が過疎地域等に移住する事」となっており、与謝野町にご応募いただく方の住民票がある市町との地域要件が合うか確認させていただきます。  
事前に産業観光課（0772-43-9012）までお問い合わせください。

- (1) 募集期間  
令和7年4月15日（火）～令和7年5月15日（木）  
締切：5月15日（木）正午【必着】
- (2) 提出書類（提出された書類は返却しません。）  
エントリーシート（与謝野町のホームページからダウンロードしてください。）
- (3) 提出先  
与謝野町役場産業観光課へ郵送又はEメールで送信してください。  
※郵送の場合は、封筒の表に「地域おこし協力隊応募書類在中」と朱書きしてください  
住所：〒629-2292  
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1  
Eメール：sangyokanko@town.yosano.lg.jp  
※3日以内（土日除く）に返信が無い場合は、ご連絡ください

(4) 選考方法

①第一次選考（書類選考）

令和7年5月19日（月）～23日（金）

書類審査による選考の上、結果をメール及び文書で通知します。

②受入事業者訪問・町内案内

令和7年6月2日（月）～13日（金）

※交通費等は応募者の負担とします

③第二次選考（プレゼンテーション審査・個人面接）

令和7年6月下旬

第1次選考合格者を対象に与謝野町内で面接を行います。

時間・場所は一次選考後にメールにて連絡します。

※交通費等は応募者の負担とします

④選考結果の通知

選考結果は、第二次選考終了後、応募者全員にメールで通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられません

※合格者がいない場合は再度募集します

⑤活動開始

令和7年9月1日～

※注意事項

- ・応募書類、選考期間中の発言等に虚偽があった場合は、失格となる場合があります。
- ・選考・転入時にかかる本町までの交通費、引っ越し費用は隊員の負担とします。

**応募先・問い合わせ先**

〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1 与謝野町役場産業観光課（担当：西原）

電話：0772-43-9012

Eメール：sangyokanko@town.yosano.lg.jp

※3日以内（土日祝除く）に返信がない場合は、ご連絡ください。